

1. 目的

がん対策として検診を実施し、早期発見・早期治療につなげる。

2. 対象者

40歳以上の市民

3. 業務内容

「健康増進法」第 19 条の 2 及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、大腸がん検診を集団方式で行うものとする。

4. 検診項目

質問及び便潜血検査とし、詳細は以下のとおりとする。

項目	内容
(1) 事前準備	採便及び検体の保存方法や大腸がん検診の有効性等についてチラシやリーフレットを便潜血キットに添付する。
(2) 質問	現在の症状、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。
(3) 便潜血検査	<p>① 検査は、免疫便潜血検査 2 日法を行う。</p> <p>② 便潜血検査キットのキット名、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を明らかにする。</p> <p>③ 2013 年日本消化器がん検診学会刊行）に掲載された方法に準拠して行う。※</p> <p>※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定がある。検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に務めなければならない。</p> <p>④ 検体回収後原則として 24 時間以内に測定する（検査提出数が想定以上に多かった場合を除く。）</p>
(4) 検体の取扱い	<p>① 採便後即日（2 日目）回収を原則とする。ただし、検診当日に 2 本提出できなかつた受診者に対しては、検診 1 週間後、2 日間の再提出期間中に、市に提出された採便容器を回収すること。</p> <p>② 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。</p> <p>③ 検体提出者名簿を作成のうえ、後日提出日を明記し、検診終了後に発注者に提出すること。</p> <p>④ 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。</p> <p>⑤ 検査施設では検体を受領後冷蔵保存する。</p>
(5) システムとしての精度管理	<p>① 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努める。</p> <p>※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。</p>

<p>(6) 事業評価に関する検討</p>	<p>① チェックリストやプロセス指標などに基づく検討を実施する。</p> <p>② がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、交野市から求められた項目を全て報告する。</p> <p>※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。</p>
-----------------------	--